

平成 27 年 11 月

お客様各位

一般社団法人 日本火災報知機工業会



## 改修工事における消防用設備等の着工届について(お願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より消防用設備等の設置維持管理には、特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消防用設備等の工事着手におきましては、消防法第 17 条の 14 の規定に基づく着工届の提出が義務付けられていることは、ご承知のことと存じます。無届工事や届出遅れ等の消防法違反がありますと、消防設備士が罰則を受け、関係者にもご迷惑をお掛けする場合がございます。とくに、新たなテナント様の入居工事やレイアウト変更などによる改修工事におきましては、工事期間が短いと思われませんが、着工届に必要な日数を確保していただけますようお願い申し上げます。

また、下記の着工届に対する消防法や運用通知の内容についても今一度ご確認頂き、着工届を提出する消防設備士業務における法令遵守の立場をご理解頂きますようお願い申し上げます。

謹白

記

### 1. 工事整備対象設備等の着工届出義務(「工事着手の届出」消防法第 17 条の 14)

甲種消防設備士は、着工届の提出が必要な消防用設備等に係る工事に着手しようとする日の 10 日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

### 2. 着工届出義務違反に対する罰則(「罰則」消防法第 44 条第 8 号)

30 万円以下の罰金又は拘留。

### 3. 消防設備士違反行為の措置

(消防予第 67 号 平成 12 年 3 月 24 日「消防設備士免状の返納命令に関する運用について(通知)」)

消防用設備等の設置工事着手届出義務違反に対する違反点数 4 点。

過去 3 年以内の違反点数合計が 20 点に達した場合は、免状を交付した都道府県知事へ返納しなければならない。

### 4. 着工届の省略

消防予第 192 号 平成 9 年 12 月 5 日 「消防用設備等に係る届出等に関する運用について(通知)」の軽微な工事等に係る着工届の省略については、各自治体により基準が異なりますので、消防設備士または管轄する消防署にご確認願います。

以上